

資料 1

第 3 次清瀬市教育振興 基本計画 (基本構想) (案)

清瀬市市民憲章

教育長あいさつ

目次

目次	4
第1 計画の策定にあたって	5
I 計画策定の趣旨	5
II 第3次清瀬市教育振興基本計画の位置づけ	6
第2 計画の構成と計画期間	7
I 計画の構成	7
II 計画の期間	8
III 計画の体系	9
第3 計画の基本理念と3つの柱	11
I 計画の基本理念	11
II 基本理念を構成する3つの柱	12
第4 3つの柱と施策の方向性	13
柱1 学校教育の充実	13
柱2 地域における子どもの育ちと学びの支援	17
柱3 生涯学習・文化・芸術・スポーツの支援	20
第5 計画の推進体制と進捗管理	23
第6 検討委員会の構成と検討経過	25
I 策定過程と策定体制	25
II 第3次清瀬市教育振興基本計画検討委員会設置要綱	26
III 第3次清瀬市教育振興基本計画検討委員会検討経過	27
IV 第3次清瀬市教育振興基本計画検討委員会委員名簿	28

第1 計画の策定にあたって

I 計画策定の趣旨

清瀬市教育委員会では、平成18年度に、平成27年度までの10年間を計画期間とする「清瀬市教育総合計画マスター・プラン」を策定しました。その後、計画期間の満了に伴い、平成29年度から令和7年度までの9年間を計画期間とする「第2次清瀬市教育総合計画マスター・プラン」を策定し、本市の教育施策の推進に取り組んできました。

近年、生成AIをはじめとする急速な技術革新やグローバル化、少子高齢化の進行などにより、教育を取り巻く状況は大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行は人々の生活様式に大きな影響を与え、流行が落ち着いたその後の教育環境にも影響をもたらしています。

こうした中、国では令和5年に「第4期教育振興基本計画」を策定し、2040年以降の社会を見据えた教育政策における総括的な基本方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」および「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられました。これは、将来の予測が困難な時代において、自ら課題を見つけ、主体的に社会の維持・発展に貢献できる人材を育てるとともに、幸福感や学校・地域でのつながり、協働性、利他性、多様性への理解など、教育を通じて日本社会に根差した幸せや豊かさを感じられるウェルビーイングの実現を目指すものです。

さらに、東京都では令和6年3月に「東京都教育ビジョン（第5次）」が策定され、令和6年度から令和10年度までの東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性が示されました。その中で東京の目指す教育として「誰一人取り残さず、すべての子どもが将来への希望を持って自ら伸び、育つ教育」が掲げられています。

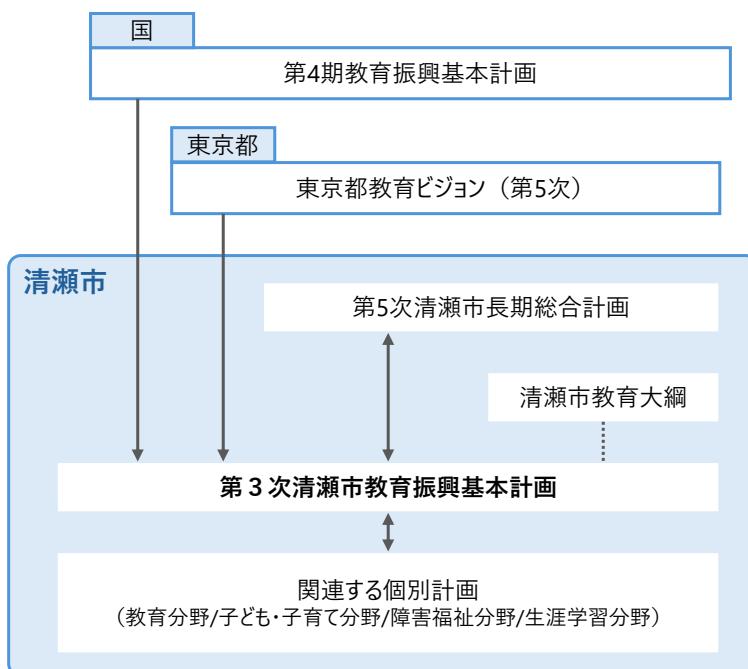
このような動きを踏まえ、清瀬市では「第2次清瀬市教育総合計画マスター・プラン」が掲げた「子どもが育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」の基本理念を継承しつつ、新しい時代を見据えた次代の教育を実現するための教育マスター・プランとして、新たに「第3次清瀬市教育総合計画マスター・プラン」を策定します。

II 第3次清瀬市教育振興基本計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定する「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けられます。

計画の策定にあたっては、国の「第4期教育振興基本計画」や東京都の「東京都教育ビジョン（第5次）」及び本市の第5次長期総合計画の他、関連計画との整合を図っています。

コメントの追加 [K1]: 「や」 ⇒ 「及び」



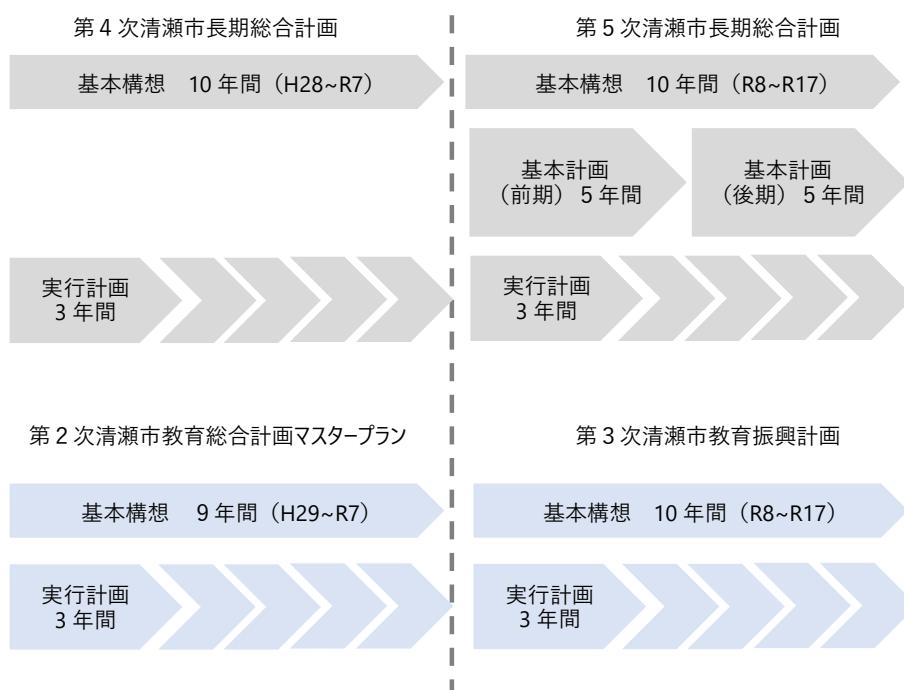
第2 計画の構成と計画期間

I 計画の構成

本計画は、第5次清瀬市長期総合計画との整合を図るため、今後10年間の清瀬市の教育の基本的な方針を示す「基本構想」と、その基本的な方針を実現するための3年間ごとの具体的な施策を取りまとめた「実行計画」の二層構造としています。

さらに、変動の激しい社会情勢に対応できるよう、1年ごとに「実行計画」を見直すことによって、より実効性のある計画を目指します。

◆第5次清瀬市長期総合計画と第3次教育振興基本計画の計画体系



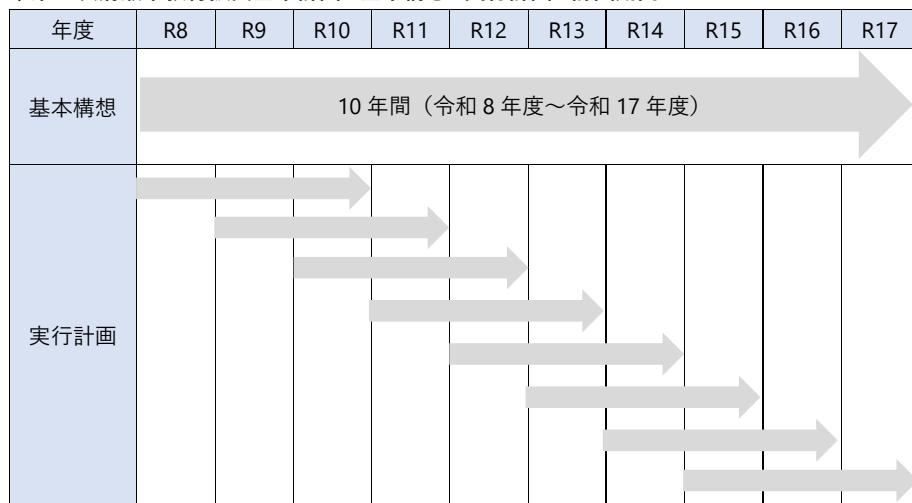
II 計画の期間

本計画は、第5次清瀬市長期総合計画との整合を図るために、令和8年度を計画初年度としました。

基本構想では、長期的な視野に立った教育の基本的な方針を定める必要があることから、計画期間は10年間とします。

また、実行計画は、基本構想に掲げる基本的な方針を実現するため、教育分野における現状と課題、課題解決に向けた具体的な施策などを示したものです。計画期間は、社会環境の変化に柔軟に対応するため3年間としますが、各施策の進捗状況などに応じて毎年見直しを図ります。

◆第3次清瀬市教育振興基本計画の基本構想と実行計画の計画期間

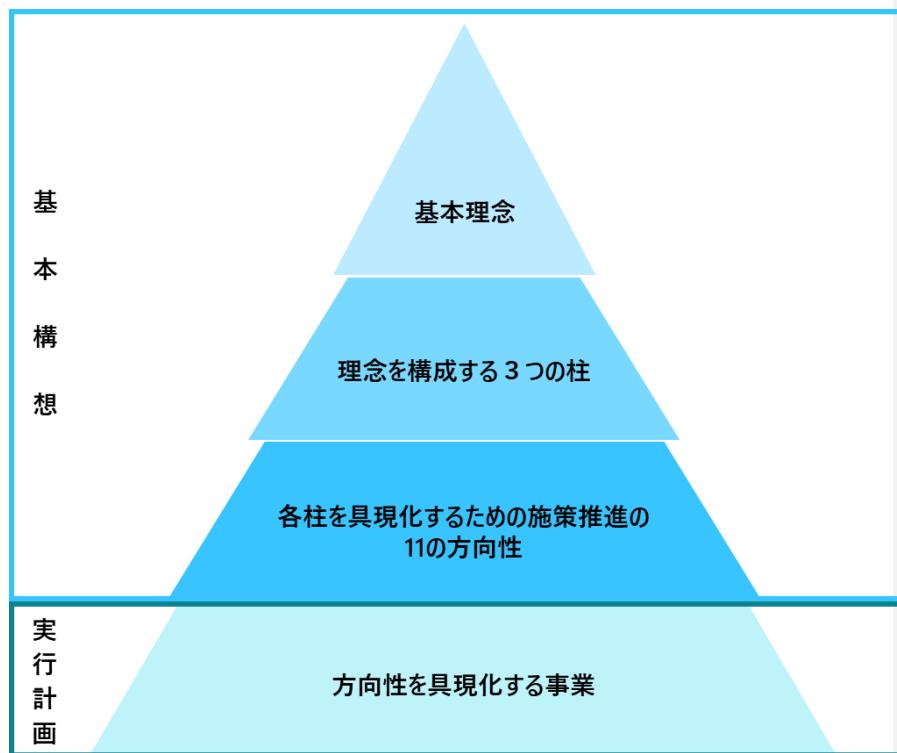


III 計画の体系

本計画は、第5次清瀬市長期総合計画や清瀬市教育大綱と関連付けるとともに、基本構想と実行計画からなる二層構造の体系とし、それを構成する要素をピラミッド構造に分けました。

最上段に基本理念を位置づけ、基本理念を構成する3つの柱、各柱を具現化するための的方向性、方向性を具現化するための事業という構成です。

◆第3次清瀬市教育振興基本計画の構成



◆第3次教育振興基本計画の計画体系

基本理念 子どもが育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育	3つの柱 1 学校教育の充実 2 地域による子どもの育ちと学びの支援 3 生涯学習・文化・芸術・スポーツの支援	施策の方向性	
		方向性 1	「確かな学力」を育成します
		方向性 2	「豊かな人間性」を育成します
		方向性 3	「健やかな体」を育成します
		方向性 4	一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります
		方向性 5	教育環境を強化・充実させます
		方向性 6	子どもたちの成長を地域で支える機運を高めます
		方向性 7	地域と協働した学校での学びの充実を図ります
		方向性 8	子どもたちの安全な居場所を充実させます
		方向性 9	世代を超えた学びの機会を提供します
		方向性 10	市民文化・芸術の充実と発展を図ります
		方向性 11	気軽にスポーツ活動に親しめる機会を提供します

コメントの追加 [HO2]: 清瀬市教育委員会コメント:
計画全体として下記のとおり表現を統一しております
・「こども」を「子ども」
・「一人一人」を「一人ひとり」

第3 計画の基本理念と3つの柱

I 計画の基本理念

基本構想の検討に先立ち、清瀬市教育委員会では本計画の基本理念を、**第二次マスタープラン**から引き継ぎ、以下のように定めました。

この理念を踏まえて本計画を策定し、**子どもから大人まで心豊かな生活を送り「子どもも大人も学び合い育ちあう」きよせを目指します。**

コメントの追加 [K3]: ←「基本構想の検討に先立って、清瀬市教育委員会では次の基本理念を定めました。」

コメントの追加 [K4]: ←「各教育施策を推進します。」から変更。ウェルビーイングの思想を反映。

子どもが育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育

この言葉には次のような思いが込められています。

① 市民が相互に教え合い伝え合うことによって深まる、学びと育ちの循環型社会を目指すこと
地域社会の中で培われる学びが、人々に新たな気づきや心の豊かさ、他者とのつながりをもたらし、活力あるまちづくりへつながる未来への循環を育みます。



コメントの追加 [K5]: ←書き方修正。以下、ウェルビーイングの思想を反映

② 学校・家庭・地域・行政が連携し、地域全体で子どもを支える「教育の仕組み」を強化すること
地域の力を基盤としながら、子供の育ちと市民の学びを支える環境を整えることで、人々が安心して学び、つながりを感じられる豊かな基盤を構築します。



コメントの追加 [K6]: 委員ご意見：コミュニティということば抽象的で使わないほうがよいのでは。「地域の人々が」など。⇒反映

委員ご意見：「デジタル技術も活用しながら」とはスマートのことか。誰が読んでもわかる文言を使うべき。⇒手段の一例であり、前後のバランスと合わないので削除を提案（事務局）

③ 年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が安心して自由に学べる環境を整備すること
多様性を尊重し、誰もが自分の可能性を広げられる機会をつくることで、一人ひとりが安心して教育を享受し、学びを広げ・深めることができる地域の包摂力の高まりを目指します。



コメントの追加 [K7]: 委員ご意見：「誰一人取り残さない」という否定的な表現よりは、方向性4「めざすべき姿の実現に向けた施策推進の方向性」で使っている「一人ひとりのニーズに応じた」学びの環境を整備すること。とするのはどうでしょう。

④ 未来を担う子供の教育と、現在の社会や子どもを支える大人の学びの両方を重視し、市全体で学びの文化を育んでいくこと



子供たちが将来を切り拓く能力を養うこと、大人が新たな知識や価値観を得て自己の成長につなぐことが両立し、地域全体で世代を超えた学びや幸福が循環するまちを目指します。お互いの成長や充実感を共有する、「育ち」あう社会を目指すこと。

コメントの追加 [K8]: 委員コメント：重視しなければならないものなのか。当然のことを書いたほうがよいのか。「こどももおとなともに学んで、自己実現の追求に喜びを感じ（称え）あえるまち、教育都市「きよせ」の実現をめざす」はどうか。

コメントの追加 [K9]: 委員ご意見：学びを育む（=発達成長させる）ということを市全体で行うと言う必要があるのか。少なくとも市（=清瀬市）という狭い見方は取らないほうがよいのでは。そのようなまちとして、教育都市「きよせ」が実現できればよいし、そのような意味で教育都市「きよせ」がわかりやすいのではないかと考えます。

コメントの追加 [K10]: ★第3回検討会で議論
委員ご意見：「市全体で学びの文化を育んでいくこと」としてはどうか。⇒反映

II 基本理念を構成する3つの柱

基本構想は基本理念および3つの柱、そして各柱に紐づく方向性によって構成されています。基本理念を支える3つの柱は以下の通りです。

柱 1

学校教育の充実

- 急激に変化する時代の中で、学校教育には、一人ひとりの児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。
- 市は、知・徳・体をバランスよく確実に育成すること、また、その育成を支えるためのデジタル技術も活用した教育環境、支援環境を整備していくこと等を進めることで、求められる学校教育の実現を図ります。

柱 2

地域による子どもの育ちと学びの支援

- 地域社会における子どもたちの成長を支えるため、家庭・学校・地域の連携・協働が求められています。また、少子化や家庭環境の変化、地域コミュニティの希薄化といった社会課題に対応し、子どもたちが心身共に健やかに成長し、安心して学び育つ環境を整えることが重要です。
- 市は、地域による子どもの育ちと学びの支援を推進し、家庭・学校・地域が協力して体験活動や探究的な学びを充実させるとともに、子どもたちの安全な居場所を確保し、多様な人々との関わりを通じて社会性や人間性を育む取り組みを推進します。学校と家庭、地域社会とが互いに関心や理解を深め、学び、協働する関係を構築することで、社会総がかりで子どもを育成する環境を創造します。

柱 3

芸術・生涯学習支援による文化の育成

- 人生100年時代を迎え、生涯を通じて主体的に学び続け、文化・芸術活動やスポーツに親しむことで、健康で心豊かな市民生活を実現できる環境づくりが求められています。
- 市は、幅広い世代の市民が意欲的に学ぶ機会や、気軽に地域文化やスポーツ活動に親しむ機会を充実させるとともに、活動を通じた市民同士の交流やつながりを促進します。また、市民が学びや活動で得た知識や技能を地域社会に活かす取り組みを支援し、地域の活気を高める人々の交流や地域のにぎわいを促進します。

コメントの追加 [H011]: 柱 2 :

清瀬市教育委員会コメント

- ①大人の積極的な地域参加を促すため、「地域と学校」を「家庭・学校・地域」に修正します。
- ②「育む取り組みを推進します」 ⇨ 「仕組みづくりを目指します」から変更。

柱 3:「できる環境づくりが求められています。」 ⇨ 「することが求められています。」から変更。

「地域の活気を高める人々の交流や地域のにぎわいを促進します。」 ⇨ 「地域の活力向上を図ります。」から変更。

コメントの追加 [H012]: 柱 3 :

清瀬市教育委員会コメント

- ①市民活動の支援については市長部局のコミュニケーション政策の中でも位置づけられており、教育マスター・プランとの整合性を図ることはご指摘の通りと認識しております。本施策に限らず、教育マスター・プランそのものが市長部局や各関係主体との連携が不可欠であることから、その旨を「計画の推進体制と進捗管理」の章で記載いたします。

「地域の活力向上」の表現については、ご意見を踏まえ、「市民が学びや活動で得た知識や技能を地域社会に活かす取り組みを支援し、地域の活気を高める人々の交流や地域のにぎわいを促進します」と修正します。

- ②冒頭「人生100年時代を迎え、生涯を通じて主体的に学び続け、文化・芸術活動やスポーツに親しむことで、健康で心豊かな市民生活を実現することができる環境づくりが求められています」を「人生100年時代を迎え、生涯を通じて主体的に学び続け、文化・芸術活動やスポーツに親しむことで、健康で心豊かな市民生活を実現できる環境づくりが求められています」と、修正します。

ウェルビーイングの視点については、全施策に共通する重要なものと認識しております。より明確にするため「計画の基本理念」にその視点を盛り込みます。

第4 3つの柱と施策の方向性

柱1 学校教育の充実

急激に変化する時代の中で、学校教育には、一人ひとりの児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的变化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

市は、知・徳・体をバランスよく確実に育成すること、また、その育成を支えるためのデジタル技術も活用した教育環境、支援環境を整備していくこと等を進めることで、求められる学校教育の実現を図ります。

10年後の姿

時代に即した教育環境や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援環境が整備され、情報機器の効果的な活用や体験活動の意図的・計画的な実施等の推進によって学校教育が一層充実することで、子どもたちに「確かな学力」や「豊かな人間性」、「健やかな体」といった「生きる力」が育まれています。

関連する写真

コメントの追加 [H013]: ★第3回検討会で議論

柱1:

委員ご意見

- ①「良さ」とは誰が判断するものなのか（特に、学校教育における「良さ」は、教員にとって「良い子」となるようにも思えます）
- ②今の自分の得意なこと・苦手なこと、長所・欠点のいずれも、ありのままに受け入れるという「自己受容」、その意味の「自己理解」の方が大切なのではないでしょうか。そのような自己理解が、他者を「価値のある存在として尊重」することにも繋がると思われます。

清瀬市教育委員会コメント

- ①「児童・生徒が自分のよさを認識する」とは、子ども自身が自分のよいところに気づいたり、考えたりして、自覚することを示しており、判断するのは子ども自身と捉えている。
- ②「自分のよさや可能性を認識」は、学習指導要領の前文に示された文言であることに加え、事務局としても、自己肯定感や自己有用感を高めていくことが重要と捉えていることから、あえて、「よさ」という言葉を使用しているが、この点についても、検討委員会の議論に委ねたい。

コメントの追加 [H014]: ★第3回検討会で議論

柱1:

委員ご意見

バランスよく「確実」に育成すること、は固すぎます。「堅実」などはどうでしょうか。

清瀬市教育委員会コメント

「知・徳・体をバランスよく育成すること」は、学習指導要領に示された学校教育の使命であり、その実現に向けた意志を明確に示すため、事務局としては「確実に」という表現を用いたが、修正については、検討委員会の議論に委ねたい。

コメントの追加 [H015]: 基本理念の「こめられた思い」から移動

方向性

1 「確かな学力」を育成します

教員の指導力向上を図るとともに、9年間を見通した教育課程の工夫、情報機器の効果的な活用、習熟度別指導・放課後補習の充実などを通して、子どもたちの基礎学力の確実な定着を図り、さまざまな課題に対して自ら考え判断し、行動できる力を育成します。

削除: 学力調査に基づく授業改善等を通して

関連する写真

2 「豊かな人間性」を育成します

人権教育や道徳教育、命の教育の充実を図るとともに、読書活動や様々な体験活動の意図的・計画的な推進を通して、また、子どもたちの主体性を高める取組を工夫することで、豊かな心と撓やかで強かな心を育成します。

関連する写真

3 「健やかな体」を育成します

健康教育や食育等、自らの健康を保持増進できる力を高めるための取組の充実を図ります。また、体力テストに基づく授業改善や、家庭や地域と連携した運動の日常化などを通して、子どもたちの体力の向上を図ります。



関連する写真

4 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を図ります

特別支援教育の充実や不登校支援の推進などを通して、子ども一人ひとりのニーズに応じた支援の充実を図ります。また、教員研修を実施したり、特別支援教育や不登校支援の取組等を広く周知したりすることで、教員、子ども、保護者、地域に向けた理解・啓発を推進します。



関連する写真

5 教育環境を強化・充実させます

連携・一貫教育校や義務教育学校など、子どもの育ちや学びがつながり、深まる教育制度の導入や、学校施設及び情報機器等の環境整備を進めることで 21 世紀型の教育を創造、推進します。また、学校の働き方改革を推進することで、教職員が心身ともに健康で、やりがいを感じながら教育活動に取り組める環境を創ります。

関連する写真

コメントの追加 [K17]: 連携・一貫教育校や義務教育学校など、新しい教育制度を明文化しつつ、全体の文量を他と統一するために全体的に文を調整した。

旧「学校施設や I C T 環境など、子どもたちの学びの環境を整備し、安心して学校生活を送り、教育的な効果が最大限に高められた環境の中で学ぶことができるようになります。また、教員が心身ともに健康に、やりがいを感じながら、職務に取り組める環境の整備を図るため、学校における働き方改革を推進します。」

柱2 地域における子どもの育ちと学びの支援

地域社会における子どもたちの成長を支えるため、家庭・学校・地域の連携・協働が求められています。また、少子化や家庭環境の変化、地域コミュニティの希薄化といった社会課題に対応し、子どもたちが心身共に健やかに成長し、安心して学び育つ環境を整えることが重要です。

市は、地域による子どもの育ちと学びの支援を推進し、家庭・学校・地域が協力して体験活動や探究的な学びを充実させるとともに、子どもたちの安全な居場所を確保し、多様な人々との関わりを通じて社会性や人間性を育む取り組みを推進します。学校と家庭、地域社会とが互いに関心や理解を深め、学び、協働する関係を構築することで、社会総がかりで子どもを育成する環境を創造します。

削除: 仕組みづくりを目指します。

10年後の姿

学校と地域の連携・協働により、子どもたちが心身共に健やかに成長し、すべての子どもが地域に見守られ、安心して学び育つ環境が整っています。

関連する写真

6 子どもたちの成長を地域で支える機運を高めます

子どもたちが人とのつながりを感じながら、多様な人々との関わりを通して社会性や人間性を育み、安心して成長できるよう、市民同士がつながり合うとともに、教育・福祉・防犯などの関係機関と連携し、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる機運を醸成します。

関連する写真

7 地域と協働した学校での学びの充実を図ります

学校が地域の多様な主体と連携し、体験活動や探究的な学びを学習活動に位置づけて推進し、子どもたちが地域の多様な人材や体験と出会い、学びを深められるようにします。また、学校の取組に地域が関心を寄せ、理解し支える関係づくりを進め、地域総がかりで子どもを育む環境の一端を担います。

関連する写真

8 子どもたちの安全な居場所を充実させます

安心して過ごせる居場所として児童館や学童クラブ、放課後子ども教室『まなべー』を配置し、異年齢交流や集団活動などを通じて子どもたちの社会を生き抜くための力や、人と関わりながら自己を成長させる力が育まれ、心身ともに健やかに成長できる環境を整えます。

関連する写真

柱3 生涯学習・文化・芸術・スポーツの支援

人生100年時代を迎え、生涯を通じて主体的に学び続け、文化・芸術活動やスポーツに親しむことで、健康で心豊かな市民生活を実現できる環境づくりが求められています。市は、幅広い世代の市民が意欲的に学べる機会や、気軽に地域文化やスポーツ活動に親しむ機会を充実させるとともに、活動を通じた市民同士の交流やつながりを促進します。

また、市民が学びや活動で得た知識や技能を地域社会に活かす取り組みを支援し、地域の活気を高める人々の交流や地域のにぎわいを促進します。

10年後の姿

市民誰もが生涯学習や文化・芸術、スポーツに親しむ機会を持ち、健康で心豊かな生活を送っています。また、そのような活動を通じて、地域で活躍する市民が増え、支え合えるコミュニティが生まれています。

関連する写真

コメントの追加 [H018]: ★第3回検討会で議論
委員ご意見

行政や家庭から文化・芸術活動やスポーツ活動に従事できる環境を提供することについて、事務事業に明確に記載してほしい

清瀬市教育委員会コメント

具体的な取り組みのアイデアなど委員のご意見を伺った上で議論できればと考えております。

削除: することが求められています。

削除: 地域の活力向上を図ります。

9 世代を超えた学びの機会を提供します

生涯学習にかかる機関と連携し、市民ニーズに応じた生涯学習事業を展開し、幅広い世代の生涯学習の機会を充実させます。また、市民が生涯を通じて意欲的に学び続けることができ、得た知識や技能を地域へ活用できる場の創出を図ります。

関連する写真

10 市民文化・芸術の充実と発展を図ります

市民が主体的に文化・芸術活動に取り組めるよう支援を行い、身近な場で創造的な体験を楽しめる機会を提供します。さらに、地域で育まれた文化・芸術の価値を共有・発信することで市民の文化的・創造的な交流や共感を促進し、心豊かな生活を支える施策を展開します。

関連する写真

11 気軽にスポーツ活動に親しめる機会を提供します

市民が気軽にスポーツ活動に親しむことができる環境を整備するとともに、多様な機会や場の充実を図ります。また、地域のスポーツ振興やイベントを推進する人材を育成し、協働の充実を図ることで、スポーツの普及を進めるとともに市民の健康の増進や交流の活性化を目指します。

関連する写真

第5 計画の推進体制と進捗管理

本計画を着実かつ効果的に推進するためには、教育委員会だけでなく、府内の子ども家庭部門等の関係部署や市内の学校施設、地域、家庭、市民の皆様といった各関係主体との連携が不可欠です。そのため、教育委員会は、これら多くの関係者との連携・協力の下、子どもの育ち・学びや市民の皆様の学びの充実を支える仕組みづくりを進めていきます。

そこで、本計画の計画期間内において、教育施策の計画から実行までの一連のプロセスを「PDCA サイクル（Plan-Do-Check-Act）」の考え方を導入し、きめ細かく継続的な教育施策の改善と成果の最大化を目指します。

◆PDCA サイクルによる推進

本計画により推進する施策について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条に基づく、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果を次年度以降の新規施策や事業の検討に生かしていきます。



コメントの追加 [HO19]: ※参考

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

資料編

第6 検討委員会の構成と検討経過

I 策定過程と策定体制

II 第3次清瀬市教育振興基本計画検討委員会設置要綱

III 第3次清瀬市教育振興基本計画検討委員会検討経過

IV 第3次清瀬市教育振興基本計画検討委員会委員名簿